

令和7年度 税率表

高知県

○法人県民税

種 類	法 人 の 区 分	税 率	
均 等 割	資本金等の額が1千万円以下である法人、 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) 公共法人、公益法人及び収益事業を行う人格のない社団等、 一般社団・財団法人(非営利型を除く)	年 額 20,500円	
	資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人	年 額 50,500円	
	資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人	年 額 130,500円	
	資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人	年 額 540,500円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 800,500円	
法人税割		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの 間に開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
	下記以外の法人	3.2%	1%
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	4%	1.8%
	保険業法に規定する相互会社		
	法人税額が年1,000万円(法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人 は、年1,000万円×事業年度月数÷12で計算した額)を超える法人		

均等割には、森林環境税の500円が含まれています。森林環境税は平成15年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分について適用されます。
平成22年9月30日までの解散(合併による解散を除く)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は5.8%です。

○法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税

◎外形標準課税対象法人の場合

種 類	適 用 区 分	平成27年4月1日から平成28年 3月31日までの間に開始した事 業年度		平成28年4月1日から令和元年9 月30日までの間に開始した事 業年度		令和元年10月1日から令和4年3 月31日までの間に開始した事 業年度		令和4年4月1日以後に開始する 事業年度	
		事業税税率	地方法人 特別税税率	事業税税率	地方法人 特別税税率	事業税税率	特別法人 事業税税率	事業税税率	特別法人 事業税税率
所 得 割	年400万円以下の所得	1.6%	93.5%	0.3%	414.2%	0.4%	260%	1%	260%
	年400万円超～800万円以下の所得	2.3%		0.5%		0.7%			
	年800万円超の所得	3.1%		0.7%		1%			
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人	3.1%		0.7%		1%			
付加価値割	付加価値額(収益配分額と単年度損益の合計額)	0.72%	—	1.2%	—	1.2%	—	1.2%	—
資 本 割	資本金等の額	0.3%	—	0.5%	—	0.5%	—	0.5%	—

◎外形標準課税対象法人以外の法人の場合

種 類		適 用 区 分	平成26年10月1日から令和元年 9月30日までの間に開始した事 業年度		令和元年10月1日から令和2年3 月31日までの間に開始した事 業年度		令和2年4月1日から令和4年3 月31日までの間に開始した事業 年度		令和4年4月1日以後に開始する 事業年度	
			事業税税率	地方法人 特別税率	事業税税率	特別法人 事業税率	事業税税率	特別法人 事業税率	事業税税率	特別法人 事業税率
所得金 額に課 税（所 得割）	普通法人 （公益法人等 人格のない 社団等を含む）	年400万円以下の所得	3.4%	43.2%	3.5%	37%	3.5%	37%	3.5%	37%
		年400万円超～800万円以下の所得	5.1%		5.3%		5.3%		5.3%	
		年800万円超の所得	6.7%		7%		7%		7%	
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を有し、資本金の額又は 出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7%		7%		7%		7%	
	特別法人 （協同組合 医療法人等）	年400万円以下の所得	3.4%	43.2%	3.5%	34.5%	3.5%	34.5%	3.5%	34.5%
		年400万円超の所得	4.6%		4.9%		4.9%		4.9%	
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を有し、資本金の額又は 出資金の額が1,000万円以上の法人	4.6%		4.9%		4.9%		4.9%	
収入金額に課税 （収入割）		電気（送配電事業）・導管ガス供給業・保険業及び貿易保険業を行う 法人	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%
収入金額等に課税	電気供給業（発電事業等・特定卸供給事業・小売電気事業等） で資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 0.75%	40%	収入割 0.75%	40%	
						付加価値割 0.37%	—	付加価値割 0.37%	—	
						資本割 0.15%	—	資本割 0.15%	—	
	電気供給業（発電事業等・特定卸供給事業・小売電気事業等） で資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下の法人等	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 0.75%	40%	収入割 0.75%	40%	
						所得割 1.85%	—	所得割 1.85%	—	
	特定ガス供給業を行う法人	収入割 0.9%	43.2%	収入割 1%	30%	収入割 1%	30%	収入割 0.48%	62.5%	
								付加価値割 0.77%	—	
						資本割 0.32%	—			

地方法人特別税および特別法人事業税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額です。

事業年度が1年に満たない法人は、税率の適用区分が異なります。

例:普通法人で所得額1,000万円、事業年度の期間が5か月の場合
年400万円以下の部分の金額 : 400万円×5÷12＝1,666,666円
年400万円を超え800万円以下の部分の金額 : 400万円×5÷12＝1,666,666円
年800万円を超える部分の金額 : 1,000万円－(1,666,666円+1,666,666円)＝666,668円

※平成22年9月30日までの解散等の法人の清算中の課税

法人の種類	適用区分	H20.9.30までの解散		H20.10.1～H22. 9.30の解散	
		事業税税率	事業税税率	事業税税率	地方法人特別税税率
外形標準課税対象法人	清算所得	7.2%	2.9%	148%	
特別法人		6.6%	3.6%	81%	
上記以外の法人		9.6%	5.3%	81%	

(清算所得課税の廃止に伴い、平成22年10月1日以降の解散等による清算中の法人は、通常の所得課税となります)